

2017年4月10日

内閣総理大臣 安倍晋三様

組織犯罪処罰法改正法案上程に抗議し、同法案の廃案を求める声明

わたしたちは自らの信仰的立場に基づいて、「テロ等組織的犯罪準備罪」の新設を内容とする組織犯罪処罰法改正法案（以下「共謀罪法案」という）の国会に上程し、同法案の廃案を求めます。

共謀罪法案は必要ありません。同法案の言う「テロ等組織的犯罪準備罪」については、現行法で十分に対処できます。また、「共謀罪整備は国際組織犯罪防止条約批准の要件である」との政府説明は正確ではありません。共謀罪を備えていない国も批准しているからです。そして同条約の主眼はテロ行為の防止ではなくマネーロンダリング等の防止にあります。

共謀罪法案の内容は違憲であるので到底許容できません。共謀者の「合意」という要件が曖昧なので憲法31条の罪刑法定主義に違反します。また「合意」という主観を要件にすることは、内心の自由（同19条）・信教の自由（同20条）を侵しています。

共謀罪法案は、「既遂」を原則とし「未遂」・「予備」・「共謀」を例外とする現在の刑法体系を覆す内容でもあります。この内容では、取締り機関の恣意的運用が広がり、冤罪が増加する危険性があります。

共謀罪法案は、過去三度国会でその問題性を吟味され廃案になっています。今回の共謀罪法案は名前をいくら変えようとも本質的な問題性については一切変わっていません。対象犯罪は過去の共謀罪法案よりむしろ増えています。また政府の提案趣旨説明・答弁も過去の国会での論点をおさえておらず、はなはだ頼りないものです。驕れる者たちの「数の力」でこの杜撰な法案を成立させてはいけません。

共謀罪法案は現代の治安維持法です。治安維持法成立時にも時の政府は「一般人には適用されない」と説明をしていました。ところが、成立後まもなく取締り機関の恣意的運用が広がり、人々の思想弾圧の装置となったのでした。宗教的少数者であるキリスト者も治安維持法違反を理由に逮捕・拘禁・拷問を受けました。

歴史は共謀罪法案成立が社会に及ぼす効果を教えています。それは人々の言論・思想・内心・信教の自由を政府が制約・抑圧・統制する「監視社会」です。そこに自由はありません。

何よりも自由を重んじるキリスト教バプテスト派の伝統に基づいて、わたしたちは共謀罪法案を閣議決定し国会に上程した内閣に強く抗議し、同法案を取り下げ廃案とすることを求めます。

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない私たちの共同アクション担当者会 委員長 藤澤 一清
靖国神社問題特別委員会 委員長 小河 義伸
公害問題特別委員会 委員長 野中 宏樹
日韓・在日連帯特別委員会 委員長 松坂 克世
部落問題特別委員会 委員長 片桐 健司
ホームレス支援特別委員会 委員長 高市 和久
性差別問題特別委員会 委員長 岡田富美子

